

青森県報

第二百二十四号

令和二年
十月二十三日
(金曜日)

目次

規則

告示

○青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………	(人事課) ……
○生活保護法による介護機関の指定……………	(健康福祉政策課) ……
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………	(同) ……
○救急病院の設置……………	(医療業務課) ……
○難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………	(保健衛生課) ……
○難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定……………	(同) ……
○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医師の主任として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出……………	(同) ……
○特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出……………	(高齢福祉保険課) ……
○身体障害者福祉法による医師の指定……………	(障害福祉課) ……
○公共測量の終了……………	(監理課) ……
○液化石油ガス販売事業者の認定……………	(消防保安課) ……
○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………	(会計管理課) ……

公営企業

規則

○青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………

○青森県立中央病院人工呼吸器の購入に係る一般競争入札……………

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

(病院長) ……
(総務課長) ……
(病務課長) ……
(管理課長) ……

青森県規則第五十一号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第十五号中オをクとし、ウからノまでをオからオまでとし、ムの次に次のように加える。

ウ 第四十四条の三第一項及び第二項(これらの規定を第七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による健康状態の報告の請求及び感染の防止に必要な協力の要請に関すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

青森県告示第七百七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第

五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業者		居宅介護事業者	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	事業の種類	名称		
有限会社大成	十和田市東十 三番町七の二	居宅療養 管理指導	十和田中央薬 局	十和田市東十 三番町七の二	令和 二〇二〇・一

青森県告示第七七十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業者		居宅介護事業者	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	事業の種類	名称		
有限会社大成	十和田市東十 三番町七の二	居宅療養 管理指導	十和田中央薬 局	十和田市東十 三番町七の二	令和 二〇二〇・一

青森県告示第七七十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和二年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	認定の有効期限
鳴海病院	弘前市大字品川町一九	令和五年十月二十五日

青森県告示第七七十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和二年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
ハッピー調剤薬局青森浪岡店	青森市浪岡大字浪岡字若松一二四の一	令和 二〇一九・一
ハッピー調剤薬局八戸旭ヶ丘店	八戸市大字新井田字小久保尻一六の二七	二〇二〇・一
ハッピー調剤薬局十和田西金崎店	十和田市西二十三番町六〇の一九	〃

青森県告示第七七十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一

項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

令和二年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区指定医の区分	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関		所在地	担当する診療科名	指定期日
		名称	所在地			
難病指定	川村 佳澄	青森市民病院	青森市勝田一丁目一四の二〇	耳鼻いんこう科	令和 二・九・二四	
難病指定	澤田 善章	さわだクリニック	青森市大字石江六字岡部七六の二	泌尿器科、内科	二・九・一七	
難病指定	川村 竜平	医療法人赤心会十和田東病院	十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四七	整形外科	二・九・二九	
難病指定	竹浪 努	十和田市立中央病院	十和田市西十二番町一四の八	外科	二・一〇・一五	
難病指定	北村 剛一	北村耳鼻咽喉科	八戸市小中野三丁目一の三〇	耳鼻咽喉科	〃	

青森県告示第七百七十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和二年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
難病指定医	伊藤 裕也	難病指定医	原田 義史	難病指定医	相馬 裕	難病指定医	橋本 泰典	難病指定医	野村 重南	区指定医区分
青森県立中央病院	八戸市立市民病院	青森県立中央病院	弘前大学医学部附属病院	あおもり協立病院	津軽保健生活協同組合健生病院	青森労働安全機構青森労災病院	独立行政法人労働者健康安定機構八戸市大字白銀町字南ヶ丘一	八戸市立市民病院	弘前大学医学部附属病院	氏名
青森市東造道二丁目一の二	八戸市田向三丁目一の二	青森市東造道二丁目一の二	弘前市大字本町五三	青森市東大野二丁目一の二〇	弘前市大字扇町二丁目二の二	八戸市大字白銀町字南ヶ丘一	八戸市田向三丁目一の二	青森市勝田一丁目一四の二〇	弘前市大字本町五三	名称
小児科	〃	整形外科	〃	リウマチ科	整形外科	麻酔科	〃	心臓血管外科	〃	所在地
〃	〃	〃	〃	二・一〇・一	〃	二・九・一	〃	令和 二・四・一	〃	担当する診療科名
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	変更年月日

青森県告示第七百七十九号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第二項において準用する同法第四十八条の六第二項の規定により、次の登録特定行為事業者か

ら特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出があったので、同法附則第二十条第二項において準用する同法第四十八条の八第三号の規定により公示する。

令和二年十月二十三日

青森県知事 三村 申 吾

登録番号	〇二〇〇一 二九六	氏名又は 称	ユース タイル ボラ ト株 式会 社	住所	東京都 中央一 丁五 の六 丁目 三ツ ッ五 丁目 上ビ ル中 野六 階	事業 名称	土屋 訪問 介護 事業 所青 森	所在地	青森市 浜田 字玉 川六 七 の六 パ ー ム ズサ ト ー A 一〇 二 号	登録 年月 日	令和 二・〇・三	備考	居宅 介護
登録番号	〇二〇〇一 二七七	氏名又は 称	ユース タイル ボラ ト株 式会 社	住所	東京都 中央一 丁五 の六 丁目 三ツ ッ五 丁目 上ビ ル中 野六 階	事業 名称	土屋 訪問 介護 事業 所青 森	所在地	青森市 浜田 字玉 川六 七 の六 パ ー ム ズサ ト ー A 一〇 二 号	登録 年月 日	令和 二・〇・三	備考	重度 訪問 介護

青森県告示第七百八十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和二年十月二十三日

青森県知事 三村 申 吾

氏名	齋藤 昌晃	勤務する 病院等	弘前大学医学 部附属病院	診療科目	眼科（視覚障害）	指 定 年 月 日	令和 二・二・一
名	勤務する 病院等	所在地	弘前市大字本町 五三	診療科目	眼科（視覚障害）	指 定 年 月 日	令和 二・二・一

青森県告示第七百八十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月二十三日

青森県知事 三村 申 吾

- 一 測量計画機関
弘前市
- 二 測量の種類
公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）
- 三 測量の期間
令和元年七月二十日から令和二年三月十九日まで
- 四 測量の地域
弘前市

青森県告示第七百八十二号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第八十八条第二項第一号の規定により告示する。

令和二年十月二十三日

青森県知事 三村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	認定 年月 日
三沢ガス事業協同組 合	川守田 利文	三沢市字古間木山一四〇の 六九一	令和 二・〇・二五

青森県告示第七百八十三号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一

部を次のように改正し、令和二年十月二十四日から施行する。

令和二年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

つがるにしきた農業協同組合嘉瀬支店	五所川原市金木町嘉瀬雲雀野	を削り、
つがるにしきた農業協同組合市浦支店	五所川原市相内岩井	を
つがるにしきた農業協同組合津軽北部支店	北津軽郡中泊町大字富野	を
つがるにしきた農業協同組合津軽北部支店	北津軽郡中泊町大字八幡	に改める。

公 営 企 業

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年十月二十三日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第九号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「中央病院」を「病院」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

青森県立中央病院人工呼吸器の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

令和二年十月二十三日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。
人工呼吸器四式
 - 二 納入期限、納入場所及び入札方法
入札説明書による。
 - 三 入札に参加する者に必要な資格
 - 一 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
 - 二 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により入札の日までにAの等級に格付けされた者であること。
 - 三 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
 - 四 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
 - 五 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
 - 六 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 四 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等
- 一 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することに

いて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、令和二年十月三十日までに青森県立中央病院長に提出しなければならない。申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
 (二) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市東造道二丁目の一
 青森県病院局運営部管理課

電話 〇一七―七二六―八〇三七

4 提出部数 一部

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
 青森市東造道二丁目の一
 青森県病院局運営部管理課

電話 〇一七―七二六―八〇三七

2 入札書の提出期限

令和二年十一月五日 午前十一時

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市東造道二丁目の一

青森県立中央病院 三階第一会議室

(二) 日時

令和二年十一月五日 午前十一時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条、第百三十三条及び第百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効
 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

(1) Ventilator 4 sets
 (2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid manual.

2 Time limit for tender:

11:00 a.m. 5 November 2020

3 Contact point for the notice :

Supply Section
 Management Division
 Hospital Bureau
 Aomori Prefectural Government
 2-1-1 Higashitsukurimichi
 Aomori city, Aomori 030-8553
 Japan
 Phone: 017-726-8037

(発行者・発行人)
 青森市長 島一丁目一番一号
 青 森 県

(印刷所・販売人)
 青森市第二問屋町三丁目一番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価 小口一枚二付十五円